

⑧ 高齢者の悪質商法被害防止キャンペーンを実施中です

高齢者の消費生活相談は、依然として笠間市消費生活センターに寄せられる相談の半数以上を占めています。悪質商法の手口を知って被害に遭わないようにしましょう。当センターでは、9月を「高齢者の被害防止キャンペーン月間」として啓発活動を実施しています。

○架空請求・不当請求

「裁判になっている」とはがきが送られてくる、パソコン、スマホに未納料金が発生しているとメールがきたり、請求画面が表示されている等。

【対策】 身に覚えのない請求には応じず、無視をしてください。

○訪問販売

販売員が自宅へ突然やってきて無料診断や無料点検などの誘い文句で販売活動を行う。

【対策】 不要なものははっきり断る。万が一契約しても8日間以内であればクーリングオフが出来ますので、慌てずに対応してください。

○催眠商法

日用品を無料で配り、熱気あふれる会場の雰囲気流されて契約。SF商法、ハイハイ商法。

【対策】 自由に入出りのできない会場は危険。冷静な判断を心掛けましょう。

○電話勧誘

電話料金が安くなる、電気料金が安くなる等のしつこい勧誘。

【対策】 今日だけ、今だけ、あなただけと言われても、不要なものはきっぱりと断りましょう。変だな、困ったなと思ったら一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

問 笠間市消費生活センター（地域交流センターともべ  内）

相談専用電話：0296-77-1313

相談受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時（日曜、第2・第4火曜は休館日）

消費者ホットライン：188(イヤヤ)

※お住いの近くにある消費生活センターにつながります。

⑨ 介護用品の購入券を交付します

介護用品購入券の下期（10～3月分）の申請を受け付けています。

対象 要介護3以上の笠間市の被保険者で在宅介護を受けていて、介護保険料を完納（対象者が属する世帯全員）している方。

※下記施設に入所中の方も、在宅扱いとなり対象になります。

市内：ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム

市外：ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※なお、介護保険施設（特別養護老人ホームや介護老人保健施設）に入所中、または医療機関に入院中の方は、対象になりません。

助成金額 月額4,000円

対象品目 排泄ケア用品、口腔ケア用品、清拭用品、消臭剤・防臭剤、介護用食器等

申請方法 介護保険証と印鑑を窓口まで持参してください。

申請期限 9月20日（金）

※期限を過ぎても随時受け付けします。購入券の発送は9月下旬を予定しています。

申・問 高齢福祉課（内線174） 笠間支所福祉課（内線72132） 岩間支所福祉課（内線73173）